

津山工業高等専門学校有識者懇話会規程

〔平成18年1月10日〕
規程第1号

改正 平成18年4月1日規程第38号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に，時代の変化及び地域のニーズに即応し，効率的かつ効果的な学校運営を確保するため，有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 懇話会は，本校の教育研究活動，学生支援・指導，地域連携及び管理運営に関する事項について，校長の諮問に応じて審議し，助言又は勧告を行う。

(委員)

第3条 委員は，本校の教職員以外の者で，高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから，校長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし，再任することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず，委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き，委員の互選により定める。

2 座長に事故あるときは，座長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 懇話会が必要と認めたときは，関係者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 懇話会に関する事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，懇話会に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規程は，平成18年1月10日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成18年4月1日規程第38号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。